

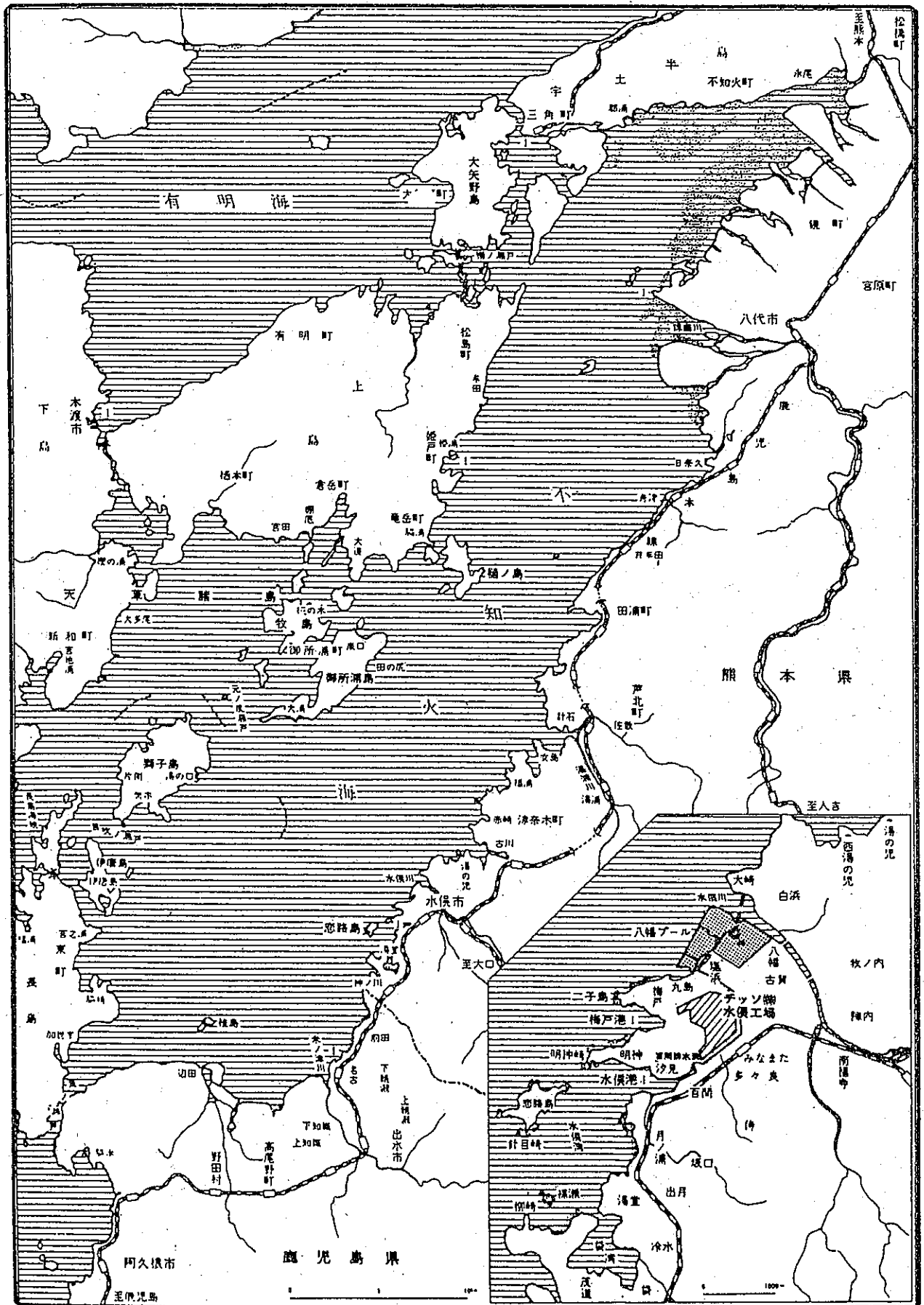
水俣病問題関係略年表等

(明治)	
41年 8月	水俣に日本窒素肥料株式会社発足（昭和40年にチッソ株式会社に社名変更）
(昭和)	
27年	水俣漁協が熊本県水産課に実情調査を要望、県水産課が現地調査
28年	この頃から「ネコ踊り病」により猫多数死亡
31年 5月 (1956年)	水俣病公式確認(チッソ附属病院が水俣保健所に奇病発生を報告)
同	水俣保健所、医師会、水俣市、市立病院及びチッソ附属病院からなる奇病対策委員会を設置
8月	熊本県 厚生省に原因不明の脳炎様疾患の多発を報告
32年 3月	厚生省 厚生科学研究班が報告書を作成し、原因をある種の化学物質ないし重金属と推定
8月	熊本県 厚生省に水俣湾産魚介類販売の禁止措置について、食品衛生法適用の是非について照会（9月に厚生省から適用できないと回答）
33年 9月	チッソ アセトアルデヒド工場排水の排出先（経路）を水俣湾内の百間港から八幡プールを経ての水俣川河口附近へと変更
34年3月~	水俣川河口付近又はそれより北側の地域に患者の発生が相次ぐ。
同	水質二法(水質保全法及び工場排水規制法)施行(所管：経済企画庁等)
7月	熊本大学研究班 有機水銀説を発表（この後、チッソ、日本化学工業協会等の反論が相次ぐ）
同	チッソ付属病院院長 工場排水を猫に直接投与する実験開始（猫400号が10月に発症したが、チッソは公表せず実験の続行を中止）
10月	通産省 チッソに対し水俣川河口への排水経路の即時廃止及び排水浄化装置の年内完成を指示
11月	厚生省食品衛生調査会 水俣病の原因はある種の有機水銀と答申（有機水銀の発生・排出源については言及せず）
同	水俣市長、市議会、商工会議所等 県知事に対しチッソ工場の操業停止につながる工場排水の排出停止に反対する旨陳情
12月	チッソ 工場にサイクレーターを設置
同	チッソと熊本県漁連の漁業補償に関し調停委による調停が成立
同	チッソ 水俣病患者家庭互助会と見舞金契約(調停委調停案)締結

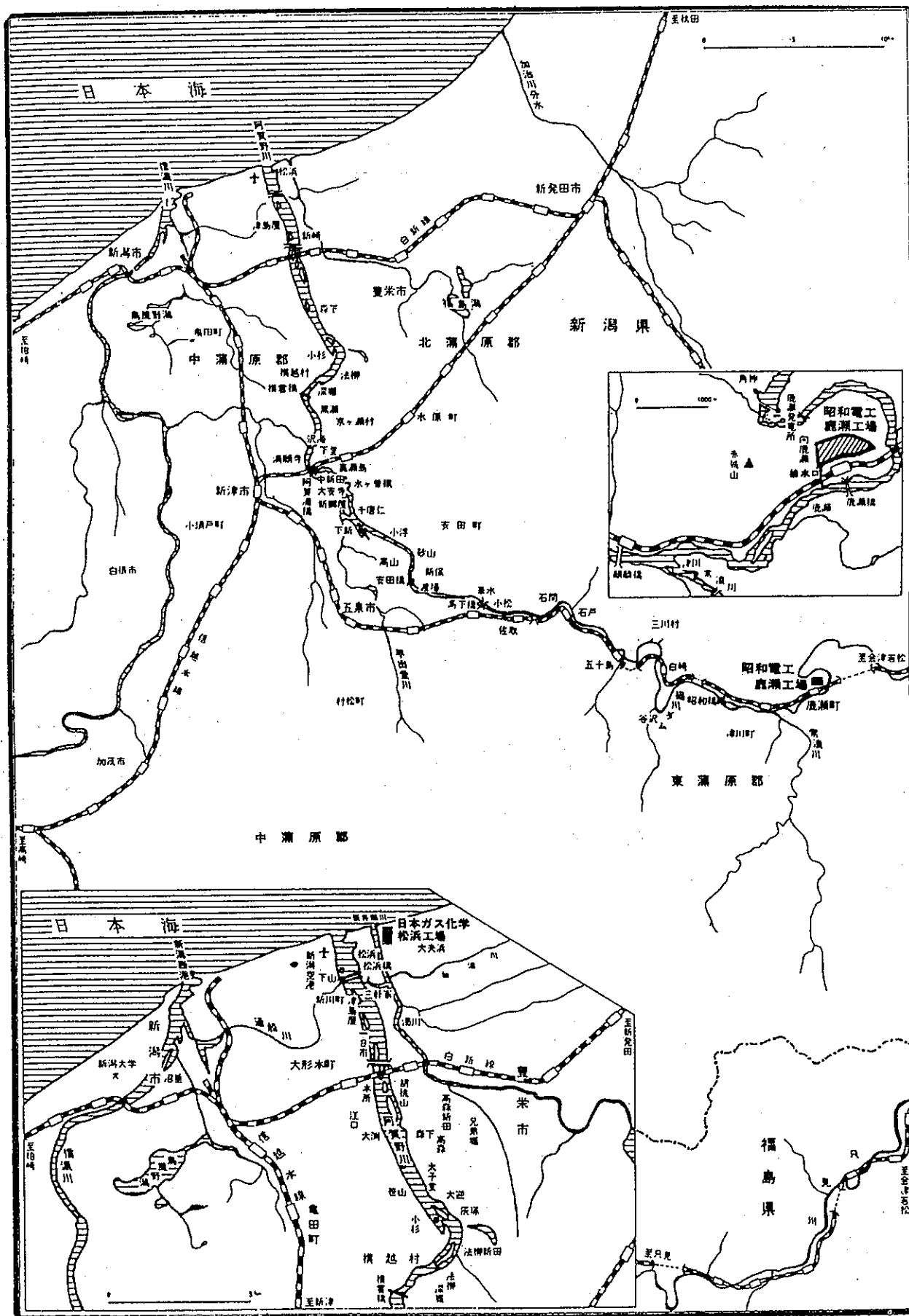
35年 1月	経済企画庁に「水俣病総合調査研究連絡協議会」設置（通産省・厚生省・水産庁・学識者が参加、36年3月の第4回以降開催されず）
37年 8月	熊本大学入鹿山教授 チッソ水俣工場のアセトアルデヒド工程の反応管から採取した水銀スラッジから塩化メチル水銀を抽出と論文発表
11月	水俣病診査会 脳性小児マヒ様患者16人を胎児性水俣病と診査
38年 2月	熊本大学研究班 水俣病の原因物質はメチル水銀化合物であるとの見解を発表
40年 6月	新潟水俣病公式発表（新潟大学医学部と新潟県が有機水銀中毒患者の発生について発表）
42年 6月	新潟水俣病第一次訴訟提訴（46年9月原告勝訴判決（確定））
43年 5月	チッソ アセトアルデヒドの製造終止
9月	厚生省 水俣病の原因はチッソ水俣工場の排水中の有機水銀であることを政府統一見解として発表
44年 2月	経済企画庁等 水俣湾を水質保全法に基づく指定水域に指定、排水規制を開始
同	水俣病補償処理委員会への一任を巡り、患者団体が一任派と訴訟派に分裂
6月	熊本水俣病第一次訴訟提訴
12月	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行
45年 5月	水俣病補償処理委員会の斡旋妥結、患者及びチッソ和解契約調印
46年 7月	環境庁発足
8月	行政不服審査請求に対する環境庁裁決（原処分取消し、いわゆる川本裁決） 認定についての環境事務次官通知（46年通知）
10月	水俣病の新たな認定患者等 チッソとの補償交渉（いわゆる自主交渉）開始
11月	チッソは中央公害審査委員会（47年7月に公害等調整委員会（公調委）に改組）に調停を要請
48年 3月	熊本地裁 熊本水俣病第一次訴訟原告勝訴判決（確定）
同	水俣病東京交渉団（訴訟派＋自主交渉派） チッソと直接交渉
7月	チッソと水俣病患者団体との間で補償協定締結
49年 9月	公害健康被害補償法施行
51年 12月	熊本地裁 水俣病認定不作為違法確認訴訟原告勝訴判決（確定）（49年12月提訴）
52年 7月	「後天性水俣病の判断条件について」環境保健部長通知（52年判断条件）

53年 6月	「水俣病対策について」(チッソ金融支援措置(県債方式)等)閣議了解
10月	国立水俣病研究センター発足
55年 5月	熊本水俣病第3次訴訟提訴(最初の国家賠償訴訟以降国賠訴訟が昭和63年までに計11件)
12月	最高裁 自主交渉川本事件の上告棄却、公訴棄却判決確定(47年12月起訴)
60年 8月	福岡高裁 熊本水俣病第2次訴訟原告勝訴判決(確定)(48年1月提訴)
63年 2月	最高裁 チッソ元社長らに業務上過失致死傷罪の有罪判決(確定)(51年5月起訴)
7月	水俣病チッソ交渉団 公調委に原因裁定申請(9月不受理決定)
9月	同交渉団 チッソ水俣工場正門前に座込み開始(翌年3月解除)
(平成)	
2年9月~	各裁判所からの和解勧告 国は和解拒否
4年 4月	環境庁 総合対策事業実施(3年11月の中央公害対策審議会答申「今後の水俣病対策のあり方について」に基づく)
5月	水俣市及び実行委員会 水俣病慰霊式開催(8年~環境大臣出席)
6年12月	与党三党 水俣病問題の解決について検討開始
7年 9月	与党三党 三党合意「水俣病問題の解決について」(最終解決案)を決定
9~12月	関係団体が三党合意の受入れを決定
12月	「水俣病対策について」閣議了解
同	「水俣病問題の解決に当たっての内閣総理大臣談話」閣議決定
8年 1月~7月	水俣病総合対策医療事業申請受付再開
2月~5月	係争中であつた計10件の訴訟が取り下げ(関西訴訟のみ継続)
11月	環境庁 インドネシアで第1回水俣病経験の普及・啓発セミナー開催
9年 3月	福岡高裁 水俣病認定申請棄却処分取消請求訴訟原告勝訴判決(確定)(昭和53年12月提訴)
12年 2月	「平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について」(県債方式の見直し)を閣議了解
16年10月	最高裁 チッソ水俣病関西訴訟原告勝訴判決(国・熊本県の敗訴が確定)
18年 5月 (2006年)	水俣病公式確認から50年

不知火海沿岸図



阿賀野川流域図



水俣病対策の概要

水俣病とは

工場から排出された有機水銀によって汚染された魚介類の経口摂取を原因として、熊本県水俣湾周辺、新潟県阿賀野川流域において発生した公害病。

法による認定

公害健康被害補償法等により水俣病の患者を認定し、救済。

行政が「52年判断条件」を踏まえた審査会の医学的な判断に基づき認定。

原因企業が患者団体との補償協定に基づき一時金1,600~1,800万円、医療費・年金などを直接支給。

これまで、約3千人を認定。

平成7年の政治解決

長年の行政認定と訴訟をめぐる混乱の收拾を図るため、与党三党(自民、社会、さきがけ)が最終的解決策を提示、多くの患者団体等がこれを受け入れ。

原因企業は、水俣病と認定されない一定症候者に、一時金(260万円)を支払う。

チッソへの金融財政支援を併せて実施

国・県は、遺憾の意を表明し、の者に医療費、療養手当等を支給。

救済を受ける者は、訴訟などの紛争を終結させる。

約1万1千人が「政治解決」の救済の対象(この中には訴訟を取り下げた者約2千人を含む)。

60名弱の者は政治解決を選択せず、平成16年10月15日最高裁判決。

「水俣病」問題の広がり

「水俣病」発生地域の住民

約20万人

最高裁判決後の
公健法認定申請者
約2,300人 (6 / 13現在)
保健手帳返却者約130名を含む

関西訴訟 58人
(最高裁判決)

公健法に基づく認定
約3,000人
昭和40年以降～現在

平成7年の「政治解決」による救済
約12,000人 (うち保健手帳約1,000人)
10訴訟を取り下げた約2,000人を含む

水俣病関西訴訟 最高裁判決の概要

平成16年10月15日に、最高裁判所で言渡しがあった判決の概要は、以下のとおり。

国及び熊本県の賠償責任に関する国及び熊本県の上告を一部認容、その余を棄却するとともに、国及び熊本県の賠償責任に関する一審原告らの附帯上告を棄却。

国及び県には水質二法・県漁業調整規則の規制権限を行使せず、昭和35年1月以降水俣病の発生拡大を防止しなかったことにつき、賠償責任がある、との原判決を支持。

ただし、国・県が規制権限を行使すべきであったとする昭和34年12月末以前に転出した者については、国・県の賠償責任は認められなかった。

一審原告らが附帯上告で主張した、食品衛生法、行政指導等に基づく国、県の賠償責任は認められなかった。

*** 病像論については、最高裁判決では高裁判決を踏襲。**

【参考】水俣病関西訴訟の主な経過

1) 昭和57年、提訴。

かつて水俣湾周辺で生活し水俣病に罹患したと主張する関西居住の原告らが、チッソ(株)、国・熊本県を相手取り損害賠償を求めた訴訟。(原告総数119名、本人は59名)

2) 平成6年7月、大阪地裁の判決

チッソは、原告本人59名中42名に対し、総額2億7,600万円(一人当たり300万円~800万円)及び利子を支払うこと。

52年判断条件に該当する場合を高度の蓋然性ありとし、該当しない場合でも確率的因果関係論を適用し40,30,20,15%の4段階の可能性による損害を認めた。

国及び熊本県の国家賠償法上の責任は認められない。

3) 平成13年4月、大阪高裁判決

チッソは、原告本人58名中51名に対し、総額3億1,950万円(一人当たり400万円~800万円)及び利子を支払うこと。

52年判断条件は公健法の水俣病認定要件と理解すべきとし、それとは別個に独自の判断準拠を定立してメチル水銀中毒症としての損害を認めた。

国は水質二法、県は漁業調整規則の規制権限を行使しなかった違法があり、1/4の限度においてチッソと連帯して賠償責任あり。

* チッソは上告せず。

主要略年表

年号	西暦	事項
明治 30 代	1900 頃	富国強兵殖産興業政策（官営工場の設置等）
明治 30 ~ 40		日清・日露戦争後-日本版産業革命-
明治 43	1910	日韓併合
大正 3	1914	第一次世界大戦（特需 - 不況）
昭和 4	1929	世界恐慌 * チッソ、朝鮮半島初の赴戦江発電所建設、送電開始
昭和 5	1930	* チッソ、朝鮮北部の興南に肥料工場完成
昭和 20	1945	ソ連参戦、終戦 * チッソ、興南工場等朝鮮満州の海外資産全て接收される * チッソ、水俣工場での引き揚げ技術者の受入 - 水俣工場の発展、戦後の水俣市の発展
昭和 22	1947	戦後復興のための傾斜生産方式（鉄・石炭と肥料の生産重視）
昭和 25 ~	1950 ~	朝鮮戦争（特需拡大） * チッソ、肥料など無機合成化学主体から有機合成化学主体の電気化学工業へ
昭和 30	1955	通産省「石油化学工業育成対策」第一期・第二期石油化計画
昭和 30 代	1950 代後半	電気化学工業から石油化学工業へ
昭和 31	1956	経済白書「もはや戦後ではない」、国連加盟
昭和 35	1960	60 年安保改定 三井三池争議（石炭から石油へ）
昭和 36	1961	池田内閣、所得倍増計画 経済の高度成長 = 重化学工業化
昭和 39	1964	東京オリンピック、東海道新幹線開通
昭和 42	1967	公害対策基本法、四日市公害等の四大公害裁判開始
昭和 43	1968	大学紛争、東名高速開通
昭和 45	1970	大阪万博開催 公害国会（水質汚濁防止法等 14 法案の制定・改正）
昭和 46	1971	沖縄返還協定調印、ニクソンショック
昭和 48	1973	石油ショック、変動為替相場制
昭和 54	1979	第二次石油ショック
昭和 60	1985	プラザ合意
昭和 63	1988	バブル経済 - バブル崩壊へ
平成 2	1990	東欧改革、東西ドイツ統一
平成 3	1991	湾岸戦争、ソ連崩壊
平成 7 ~	1995 ~	IT 経済化の進展